平成２９年（フ）第３９４０号
大阪府寝屋川市長栄寺町15―２―304号室、住民票上の住所大阪府守口市外島町６番西２―1516号
債務者　大上　峻志
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３６９号
大阪市港区弁天３丁目３番15―606号
債務者　髙原　省伍
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２４号
静岡市駿河区豊田１丁目２番20―407号
債務者　渡邊　繭子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３７５号
東京都町田市鶴川５丁目２番地１の302
破産者　草刈　**椒**二
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５５号
相模原市緑区下九沢1840番地21
破産者　ベストハンズ合同会社
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３７６号
沖縄県豊見城市字豊崎１番地1185　アーバンライフ豊崎Ⅱ　103、開始決定記載の住所沖縄県豊見城市豊崎１―1185　アーバンライフ豊崎２　103（開始決定記載の住民票上の住所）沖縄県那覇市前島３丁目25番60号
破産者　北川　浩之
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０９９号
札幌市中央区大通西10丁目４番地南大通ビル９Ｆ
破産者　株式会社マキシングコミュニケーション
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５２２号
仙台市泉区野村字菅間前34―４
破産者　株式会社エヌ・エフ・ジー
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
栃木県那須塩原市南町５番27号　コーポ君島201号、開始決定上の住所栃木県大田原市余瀬51番地４
破産者　黒**﨑**　　修
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第７９号
千葉県大網白里市下ケ傍示541番地３
破産者　齊藤三波子
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第８９８号
名古屋市守山区川宮町198番地
破産者　日本パネル株式会社
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７３号
名古屋市中川区横前町58番地
破産者　株式会社キッショー
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３２０号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目２番６号
破産者　有限会社ユナテック
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４９号
大阪市西区江戸堀１丁目９番１号肥後橋センタービル14Ｆ
破産者　株式会社ワイ・エス・ドリーム
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２４５号
大阪市中央区安土町２丁目２番15号ヤ一住建堺筋本町駅前ビル503Ｂ号
破産者　有限会社グッド・アイ・ジョブ
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６７０号
大阪市城東区東中浜２丁目13番24号
破産者　三共紙工株式会社
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６０５号
大阪市天王寺区伶人町２番20号
破産者　有限会社神田健康食品
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７６号
大阪府藤井寺市古室３丁目２番13号
破産者　株式会社アクアサービス
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５９７号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目11番７号
破産者　管谷　順子
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２号
福岡県久留米市東合川１丁目４番33号
破産者　井上運送有限会社
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部